

第3号議案

新日本美術協会会則の一部改正（案）

第9条 役員の任免、任期

項	現 行 内 容	改 正 内 容	備 考
1	代表は会員の中より委員会で選任し、総会で承認を得るものとする。		
2	代表事故あるときは事務局長が代行する。		
3	事務局長は委員の中から互選により選考し、代表が委嘱する。		
4	委員は代表の指名する複数の選考委員により、会員の中から選考し、代表が委嘱する。		
5	会計監査は会員の中より代表が委嘱し、本会の会計監査を行う。		
6	役員の委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。		
7		役員本人の事由により職務を遂行できない場合、代表は委員会に諮り、委嘱を解くことができる。	改正案を7項に挿入
8	委嘱中といえども、役員にふさわしからぬ行為のあるときは、委嘱を解くものとする。		現行項を繰り下げる
9	前役員の前役員は其の残存期間とする。		

付則 令和元年6月30日 一部改正